

国民年金保険料の免除・猶予申請が できる期間が拡大されます

国民年金保険料の免除・

猶予申請ができる期間は、1年間(7月～翌年6月)分のみでしたが、法律の改正により、4月から申請時点から2年1ヶ月前までさかのぼって申請できるようになります。(表1)

過去に国民年金保険料の納め忘れのある方で免除、または猶予を希望する場合は、住民課で申請してください。

必要なもの

- ① 年金手帳、または基礎年金番号のわかるもの
- ② 印かん
- ③ 所得証明書(他の市町村から転入された方)
- ④ 公的機関の証明書(退職による特例免除を希望する場合)

※「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険被保険者離職票」、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」など

注意

- ・ 過去の国民年金保険料の免除、または猶予を希望する方は、申請が遅れると、さかのぼって申請できる期間が短くなってしまうので、お早めの手続きをしてください。
- ・ 申請する年度の前年所得に基づき審査を行います。世帯主や配偶者の所得審査もありますので、本人の所得が少ない場合でも免除、または猶予が承認されない場合があります。

● 学生納付特例制度

国民年金に加入している学生の方で、国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請をしていただくと保険料の納付が猶予される制度があります。

本人の前年所得に基づき審査を行い、承認されると、4月(または20歳誕生日)から翌年3月まで国民年金保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例も4月から、申請時点から2年

1ヶ月前までさかのぼって申請できるようになります。国民年金保険料の納め忘れのある方で、学生納付特例を希望する場合は、住民課で申請してください。

※学生納付特例に承認された期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、**年金額には反映されません。**この期間の保険料を10年以内に納付(追納)すると、その分は年金額に反映されません。

必要なもの

- ① 学生証、または在学証明書
- ② 印かん

※学校により学生納付特例が認められない場合があります。

(表1)

	平成26年	平成25年	平成24年	
申請月	6月	7月	6月	7月
平成26年4月	平成25年度			平成24年度
平成26年5月	平成24年度			平成23年度
平成26年6月	平成23年度			平成22年度

… 免除・猶予申請ができる期間

※申請年度の前年所得に基づき免除・猶予の審査を行います。

「おかしい」と感じたら迷わず通告 ～子どもの虐待防止～

子どもに対する虐待は後を絶たない状態です。近所で「子どもの泣き声がかつても聞こえる」、「子どもに不自然な傷がある」など、虐待を受けたと思われる子どもを見かけたら、すぐに福祉課または児童相談所へ通告してください。通告は、子どもを守るためのものです。通告した方の秘密は法律で守られます。

● 児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000

※お住まいの地域の児童相談所におつなぎします。

※PHS・一部のIP電話からはつながりません。(ひかり電話等市外局番から始まる電話番号はつながります。)

◆ 通告先 東上総児童相談所 ☎0475-27-1733

福祉課社会福祉班 ☎84-1257

子ども・家庭110番 ☎043-252-1152(24時間365日対応)

◆ 問い合わせ
千葉年金事務所
☎043(242)6320
住民課国保年金班
☎(84)1214